

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、
次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成23年度 第1回高松市自治推進審議会
開催日時	平成23年8月16日(火) 13時30分～15時45分
開催場所	高松市役所 11階 114会議室
議 題	(1) 高松市自治基本条例に基づく取組について ア パブリックコメント手続について (第19条) イ 附属機関等の委員の公募について (第20条) (2) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	井原会長，大西委員，鹿子嶋委員，滝川委員，中橋委員，野田委員，徳増委員，本多委員
傍 聴 者	0人
担当課および 連絡先	企画課 839-2135

審議経過および審議結果

次のとおり会議を開催した。

【事務局】

会議に入る前に，御報告させていただく。

本審議会会員であられた河田澄様が，平成23年3月31日付けで地域コミュニティ協議会会長を退任され，後任として滝川三郎様が就任されたことに伴い，地域コミュニティ協議会の代表者として，滝川様に審議会委員に就任いただいている。この場を借りて御紹介させていただく。

また，ただ今の出席者数は8名で，委員10名のうち，半数以上の方に出席いただいております。自治推進審議会条例第6条第2項の規定により，会議が成立していることを御報告する。

それでは，自治推進審議会条例第6条第1項の規定により，会長が議長となることとなっているため，会長よろしくお願ひしたい。

【会長】

それでは，早速議事に入りたいと思うが，その前に一言御挨拶を申し上げる。

前回の審議会において，自治基本条例というものは，よく「まちの憲法」と言われるということを上上げた。そして，その条例に定める，基本的な原則，あるいは理念を実際に実現するために策定された，「高松市自治と協働の基本指針」について報告いただくとともに，本条例の制定後の取組状況について議論いただいた。その中で，参画について様々な観点から御意見をいただいたが，改めて「参画」がどうあるべきなのか，また，本条例にとって，どう参画が具体化されれば，望ましい自治の進捗となるのか，御議論いただきたいと思い，今回のこのような議題が設定されている。

協働と参画によるまちづくりを考えるのが，この審議会のそもそもの目的であるため，今回の議題である「パブリックコメント手続」や「附属機関の委員の公募」の在り方について，自治推進審議会らしい，ふさわしい在り方とはどうい

審議経過および審議結果

うものであるか、ということをお審議賜ればありがたいと思う。
活発な議論ができることを願い、挨拶とさせていただきます。

それでは、議題（１）の、「高松市自治基本条例に基づく取組について」であるが、その条例に規定するものとして、第１９条の「パブリックコメント手続」と第２０条の「附属機関等の委員の公募」について、現状を御報告いただくとともに、それを踏まえて、より市民が参画しやすくするために、また、本条例が理念とするものを実現するために、こういった手法が望ましいのか、御議論いただきたいと思う。

まず、議題（１）のアの「パブリックコメント手続」について、関係課から御説明をお願いしたい。

【事務局】

広聴広報課より、議題（１）のうち、自治基本条例第１９条に規定する「パブリックコメント手続」について説明をさせていただきます。

現在、第５次行財政改革計画の重点取組項目としてあげられている、広聴機能の強化をテーマとするプロジェクトチームを設置し、パブリックコメントの効率的な運用と参加者の増加策などについて検討しているところであり、本日は、このプロジェクトチームでの検討状況等について、資料１のパブリックコメント手続（条例第１９条）により説明をさせていただきます。

まず、「資料１－１ 高松市パブリックコメント手続要綱」であるが、現在、本市が実施するパブリックコメントは、平成１６年９月に施行した、この要綱に基づいて行っている。

要綱第１条・２条では、自治基本条例第１９条の趣旨と同様の内容が記載されている。また、第４条・５条でパブリックコメントの対象、第６条で資料の公表方法、第７条が意見等の提出期間や方法、第８条で出された意見の取り扱い、第９条・１０条で特例的な手続、第１１条で出された意見の一覧作成・情報提供など基本的な事項を定めている。

次に、「資料１－２ パブリックコメント実施状況（平成２２年度実施分）」であるが、昨年度、パブリックコメントを実施した担当課に状況を調査し、まとめたものである。

昨年度は１５件実施しているが、案件により、提示資料の量がかかなり多いものがあり、資料が１００ページを超えるものが２件、５０～１００ページのもの４件、３０～５０ページのもの２件、３０ページ未満のもの７件となっている。

また、提出された意見数については、１００件を超えるものが２件、３０件台のもの２件、１０件台のもの４件、１０件未満が７件となっている。

さらに、パブリックコメントで提出された意見により、計画を修正したものは４件、修正が無かったものは１１件となっており、修正がない理由としては、「主に計画案に対する意見ではなく、施策全体の意見が多く、計画修正には至らなかった」といったものや、「既に、計画案の中に意見の内容も含まれている」といったものがあった。

次に、「資料１－３ 広聴機能（パブリックコメント）強化の課題と対応策（中間報告）」であるが、資料の１－２を受けて、現在、プロジェクトチームでの意見をまとめたもので、資料提示方法、実施時期、周知方法の３点について意見が出されている。

資料提示方法の課題としては、「資料が膨大である場合、内容が理解しにくい

審議経過および審議結果

」ことや、「表現方法で興味がわからない」、などがあり、その対応策としては、「資料が多い場合の概要版の作成や副表題の検討する」といったことが挙げられている。

また、実施時期の課題としては、「計画がほぼ決まった段階、策定直前の段階では、既に意見が盛り込まれていることが多く、反映されにくい」というものがあり、意見提出者にとっては、自らの意見が反映されたといった感覚が薄くなることが懸念される。対応策としては、策定委員等の募集時期など、現状より早い時期に目的・背景などを提示して意見募集を行い、その意見を策定委員会の会議資料として公開するなどといった手法が考えられる。

周知方法の課題としては、「ホームページや公共施設などで資料は閲覧できるが、アクセスしたり、施設へ行かなければならない」、「パブリックコメント自体の理解が不足している」といったことが挙げられ、対応策として、「年間のパブリックコメントの実施予定をホームページ上に掲載する」、「計画の関係団体・学校などへ直接情報提供する」、「携帯からの意見提出を可能にする」、「パブリックコメントの周知を行う」などといったものが挙げられている。

次の「資料1-4 見直し後のパブリックコメントの流れ」であるが、先ほどの資料1-3の意見を、実施した場合の流れを示したものである。

左側の計画策定意思決定から下へ計画策定までが現在の流れで、パブリックコメントの実施時期は、議会で2回目の説明後に実施している状況にある。右側の上にある「パブリックコメント制度の周知」、「年度当初に実施予定の周知」は、パブリックコメント全体の周知で、毎年、定期的実施すべきものと考えている。

意見募集は、より市民の皆様の意見を反映しやすい時期として、策定委員公募時期にあわせ、計画策定の目的や関係資料などを提示して、意見募集を行うものとしている。

また、提出された意見を策定委員会の会議資料として活用することで、意見をより反映しやすくすること、また、この時期では、概念的な意見、具体的な意見、市の方針に対する意見など様々な内容の意見が出されることが考えられるが、計画が、さらに基本計画・実施計画など、より細部にわたって策定する場合には、それぞれの計画に反映できるものがあるのではないかと考えている。

さらに、最終の形の計画案自体のパブリックコメントも必要であるとの考えから、これまでと同時期でのパブリックコメントも実施するが、資料の提示方法や周知方法は見直しを検討している。

以上が資料による説明であるが、今後、本審議会での御意見をいただいたうえで、さらにプロジェクトチームで検討し、来年4月から、新たな方法でパブリックコメントを実施したいと考えている。

【会長】

ただいま、高松市自治基本条例に基づく取組のうち、パブリックコメント手続について現状と改革案について御説明をいただいた。

どのように改善していくかは、先ほどの説明にあったように、プロジェクトチームを作って検討中であるとのことなので、本審議会で見解をいただき、それを参考にした上で、対応策を考えていただきたい。そういう意味で、本日の審議会改革案が決定というわけではなく、決めるために御意見をいただきたいと思います。

何か御意見・御質問等があればお願いしたい。

審議経過および審議結果

【委員】

パブリックコメントを実施することは、開かれた市政として当然のことであるが、市はその意義を認識しているのか。価値観が多様化するこの時代に、市民の意識を取り入れなければ、行政は立ち行かないだろう。プロジェクトチームを作って検討しているということは分かるが、市民感覚を認識して取り組んでいるのか、ということに疑問に思う。

【会長】

だからこそ、この審議会で意見をもらいたいということだろう。

【事務局】

パブリックコメントを実施して当然ということは認識している。

せっかく実施しているのだが、出された意見が計画等に反映されているのかどうかということが、市民の方には伝わりづらいと思う。現在、いただいた意見をまとめて、ホームページ上で市の考え方や方針などととも公開しているが、一体計画のどの部分に反映されたのかということが分かりづらいので、プロジェクトチームでは、より意見を出しやすく、また反映させやすい時期や手法について、検討していきたいと考えている。

【委員】

市当局からすれば、パブリックコメントを実施する内容については、自らが専門であるため、当然、把握しているだろう。しかし、我々市民からすれば、文書化されたものでは分かりづらいし、資料だけを見て、その事業の内容や背景を理解することは難しい。

私はパブリックコメントの成果以前の問題だと思うので、現状がどうか、そしてそれを認識した上で内容について掘り下げないといけない。今の制度ありきではなく、この制度が本当に必要かどうか議論すべきでないか。

【委員】

パブリックコメントは、市民全員など、非常に多様な人たちに意見を求める制度であるが、その案件に関心がある人、携わっている人しか意見を出さないことが多いように思う。

資料にもあるが、審議会等で議論され、作られたものについてパブリックコメントを実施しても、それを実際に反映することは難しい。きちんと市民としての意見を反映させるためには、タイミングが重要なのではないか。外部の機関の議論を経て出来上がったものに対して意見をいう時期と、全体的な市民の意見として取り上げる時期とは変わってくるだろう。

また、パブリックコメントで出される意見は、あくまで個人の意見であると思うが、それをどのように整理し、意見を出した方が納得する形で返していくのか、検討が必要であると思う。出した意見にきちんと対応しなければ、もう出す必要がない、と市民の方に思われてしまう。

【委員】

現在、市がうまくやっていると思う事例が上下水道局にあるので紹介する。

まず、上下水道モニター全員に事前にアンケートを送り、問題点は何か、というような調査をした。また、モニター全員を集めた際に、水道局の幹部が全員出席し、徹底的に議論した。その後で、施設の見学をしたり、無作為に抽出した市民に送るアンケートの内容について意見をもらったりした。パブリックコメントを実施する前に、モニター制度を活用すれば、もっと身近な問題や意見を拾えることができると思う。

審議経過および審議結果

専門的な意見を求められるパブリックコメントとなると、非常に労力の時間が必要となるし、意見を出した場合、それに回答がないとやる気を失ってしまう。モニター制度を有効に活用すれば、より市民感覚を把握することができるだろう。

【委員】

先日、香川県が主催する、団体の代表者が集まって意見を言う会議に出席したが、参加されている人たちが、問われていること以外の意見を出すことが多かった。団体の代表者として重要であるため意見を言うのだろうが、本筋からずれていたように思う。このようなこともあるので、パブリックコメントで意見を募集する際も、出てくる意見の分別が重要だろう。一般の市民からの意見を重要視するのか、その案件について、ある程度勉強している人の意見を採用するのか、どちらを選択するのかということは今後の課題であると思う。

【委員】

先の委員の言われたとおり、そのままパブリックコメントを求めても、市民の側からすれば難しい場合が多いと思う。

パブリックコメントを実施する際に、総括的な市民の意見を聞かせてくださいという場合もあるが、極端ではあるが、「この事業に対して賛成か、反対か」といったような、対象を具体的に絞って実施する方法もある。総括的な意見を求めようとすると、多様な意見が出すぎることもあるので、意見を求める手法について具体的に検討してもいいのではないかと。何百件も出てきた意見を一つ一つ検証するのは、非常に労力がかかるのではないかと。ケースによっては、市民の心情的なものまで吸い上げる必要があるかもしれないが、時には「これについて賛成か反対か」、もしくは「この施設をあの場所に移動する予定だが、○か×か」など、弾力的な対応をすれば、市役所側も事務の効率化が図れるのではないかと。

また、パブリックコメントの実施結果についてだが、この一覧の中には知らないものがたくさんある。来年から新しい手法を導入されるのであれば、パブリックコメントの周知方法について、ホームページと施設での閲覧だけでいいのか、検討していただきたい。むしろ、パブリックコメントを周知するために、一度予算をつけて、市民に対して周知方法のアンケートなどを行ってはどうか。年配の方はホームページも見づらいらしく、携帯をもっていない方もいるのだから、ホームページに掲載しているからそれでいい、というのではなく、市民の方により幅広く周知する方法を考えてもらいたい。まして、広報紙にも掲載できていないケースもあるようなので、周知方法については、より広く、これまで以上に市民の皆さんに分かりやすい方法を考えていただきたい。

【委員】

質問が4点と意見が3点ある。

まず、パブリックコメントによって出された意見の数だが、特別多いケースは別にして、他の自治体と比較して活発といえるのかどうか。私から見ても、大事な案件なので、もう少し意見があってもいいのではないかと思うものがあるが、他の自治体でも同じような課題があり、それを解決するための取組がなされているのか。こんな取組をすることによってパブリックコメントが活性化し、意見が増えたというような事例があれば教えていただきたい。

2点目は、パブリックコメントを寄せてくださった市民の方の、世代別、もしくは年代別のデータを把握しているかどうか。年齢層などが分かるのであれば、教えていただきたい。

3点目は、今、パブリックコメントをこれだけ実施している、ということがどれだけ周知広報できているのか。先ほどの御意見でもあったが、ホームページも

審議経過および審議結果

見られない、広報紙も見ていない、という方も多くいらっしゃると思う。そういった方のためにも、マスコミの活用術を検討すべきである。何か工夫をして、現在こういったことについてパブリックコメントを実施している、あるいは結果について新聞に掲載してもらおうといったような、マスコミの活用方法をとられているのか。

続いて、意見の1つ目であるが、高松の市民が皆、毎日、高松市のホームページを開いているわけではない。しかし、自分が興味がある人や企業、団体については見ている、という人がいるだろうと思うので、ハブになっている人や団体に対し、高松市が実施しているパブリックコメントについて、ホームページ上などで紹介してもらえないかという投げかけをしようか。パブリックコメント用のバナーを作り、そのバナーをホームページ上に貼ってもらう、ということをしてほしいと思う。

2つ目が、ツイッターやフェイスブックを活用してはどうかということである。市の他の事例でも、公募委員の方がフェイスブックで呼びかけて、40名もの人が集まったの座談会なども計画されているそうである。こういったツールを活用することにより、若い世代の声を拾い上げ、それをまとめて発信するということもできると思う。

意見がこれだけ集まらないのは、人と組織の関係だからではないか。個人対個人であれば声をかけやすいだろう。現在、高松市では防災のためにツイッターを活用されていると思うが、そこでパブリックコメントについて周知することもできるだろう。

民間企業などでツイッターが成功し、活性化しているのは、組織と意見を交わしているというのではなく、企業の中の個人と繋がっているということが感じられるためだと思う。民間ではビジネスでこういった手法を取り入れているところも多いので、それを参考にし、活用してはどうかと思う。

3つ目が、私もそうだが、パブリックコメントが実施されていることをホームページ上で知り、意見提出の準備をしておいたりするのだが、忙しくて締め切りを忘れてしまうことがある。もし仕組みとして、意見提出の意思があるという人が、エントリーシートなどにチェックして市に送っておけば、締め切り前に自動でメールが送信されるようなシステムを組むことができれば、より回答率が上がるのではないかと。

4つ目であるが、資料だけではわからない、傍聴には中々行けない、という人のために、ネットで会議中継をするような手法が政府官邸での会議でも取り入れられている。高松市でも、モデル的にそういったことを実施して、少ないかもしれないが、そこから声を拾うということも今時の手法として検討していただきたい。

【委員】

私は他市で、いくつかこのような会議に参加させていただいている。資料の提示方法などの技術的な問題はあがあるが、パブリックコメントは、「人口×中身・内容」が提出される意見にほぼ反映されると思う。子育てなどの生活に身近な案件であれば、非常に意見も多くなる。

今回の資料にある22年度に提出された意見であるが、正直なところ、他の市などと比べても、それほど少ない数字ではないと思う。単にパブリックコメントを住民参加のアライバイ作りにしないということであれば、どんどん意見を増やすべきである。

現在、市のプロジェクトチームで検討されている内容として、複数回のパブリックコメントを実施するという案があるが、非常に良い手法だと思う。青写真段階と、ある程度事業内容が具体化した段階では、かなり様相が違ってくるので、それぞれの段階で2回、3回と複数回パブリックコメントを実施するのは、結構な案である。

審議経過および審議結果

一点聞きたいのだが、そもそもパブリックコメントをかける案件は、どのように判断されているのか。手続要綱を見ると抽象的なので、さらに内部的なパブリックコメントにかけるか否かの審査基準などがあれば、教えていただきたい。

それから、パブリックコメントをかけた場合、意見ではなく、質問のようなものも出てくると思う。私は、自治体の実施するパブリックコメントは、あまり形にこだわらず、質問のようなものも受け付け、場合によっては公表するなど、柔軟なものでもいいのではないかと思う。必ずしも意見公募という形に捕らわれず、賛成か反対か、また、アンケートに近いような手法でも、市民が利用しやすいのであれば、組み入れていってもいいのではないか。質問のようなものが出た場合でも、パブリックコメント手続の中で併せて対応することができれば、意見を言いたいのが分からないことがたくさんある、という市民のためにもなると思う。

周知方法についてであるが、ホームページは意見集約の窓口としては非常に利用しやすいと思うが、パブリックコメントを実施しているということを知る機会としては、それほど強い機能を持っているわけではない。やはり紙媒体の広報紙のほうが、情報の伝達手段としては優秀である。例えば、広報紙でパブリックコメントの特集を組むといった手法はいかがだろうか。また、既に御意見が出ているが、他のメディアを使った広報・周知方法も考えてもらいたい。

【委員】

高松市内46の小学校区にある地域コミュニティ協議会の立場としては、コミュニティ便りを大いに活用してもらってはどうかと思う。現在、このようなパブリックコメントが市で行われているといったことを、幅広く市民の方に周知するために、活用方法を検討していただきたい。

【委員】

市のパブリックコメント手続要綱は今年の4月に改正されており、その前が平成16年改正になるが、今回の資料にある15件のパブリックコメントの実績は、この手続要綱に基づいているという理解でいいのか。

【事務局】

そうである。

【委員】

委員の皆さんから、パブリックコメントの周知をどうするか、さらにその後のフォローをどうするか、といった意見が出されていると思う。

その後のフォローについてであるが、資料1-2の実施状況のうち、計画修正の有無が4件あるとなっているが、その修正内容と、どのように公表したのかを教えていただきたい。自分が提出した意見がどうなったかということは、本人からすれば非常に興味があるところなので、十分フォローされているかどうかを確認したい。

それから、資料1-4のフローチャートについてだが、最後が計画策定となっている。パブリックコメントで出された意見、そのうち反映して意見、それらに対する市の考え方を公表するというところまで、この図に盛り込んでもらえればと思う。

【会長】

2人の委員から質問があった。

これに対する当局からの回答がいただけるのであれば、お願いしたい。

審議経過および審議結果

【事務局】

いただいた質問に回答させていただきます。

まず、パブリックコメントが活発かどうかであるが、他の中核市と実施状況を比較すると、特に良くも悪くもなく平均的なものである。他市でも意見が多く出ているという事例はあまりないようで、同じような悩みを抱えているのではないかと推測している。

世代別のデータについては、昨年実施したものの中で、宇野高松航路の活性化の事案など、一部年齢を確認しているものもあるが、大部分は把握していない。

マスコミの活用方法については、基本的に市がパブリックコメントを実施する際は、報道機関がその資料を記事にするかどうかは分からないが、資料提供という形で市政記者室に資料を渡しており、情報提供を行うこととしている。

選定基準については、要綱に基づいて実施するという事で、各部局で判断をしており、内部組織ではあるが、政策会議という場で市長の判断を仰ぐ場合もある。ただ、パブリックコメントを実施するかしないかという明確な基準というものは要綱に記載されているもののみとなっている。

もう一人の委員さんからの質問である修正部分の公表についてであるが、計画等が修正されたかどうかに関わらず、いただいた御意見とともに市の考え方を一覧して、ホームページで公表している。

【事務局】

パブリックコメントを実施するかどうかの基準の部分について補足させていただきます。

そもそも自治基本条例の19条において、重要な政策等の作成に当たっては事前に公表するという規定があり、その判断については、先ほどの説明の通り各部局にまかされているわけである。前回の審議会の際に、条例と規則と計画について、自治基本条例施行後のパブリックコメントの実施状況を御報告させていただいた。その中で、計画については、件数19件中19件ともパブリックコメントを実施している。条例規則については、条例が64件中6件、規則が96件中2件の実施となっている。条例規則についてのパブリックコメントの実施件数が少ない理由としては、内容が字句修正であるとか、内部規定であるということが挙げられる。

【会長】

いろいろな観点から御意見を頂いた。事務局では、これらの意見を先ほど話のあったプロジェクトチームで検討したいということであるから、あえてまとめる必要がないかもしれないが、私の感じたことを申し上げさせていただきます。

1つはパブリックコメント、もしくはそれに類するものを、複数回実施するということがいいのではないかと。これは委員皆さんに共通している意見だと思う。また、私からの質問であるが、ツイッターなども含めて書き物でないと、意見募集やパブリックコメントというカテゴリに入らないのだろうか。書類を読んで文章を書けと言われると、ハードルが高くなってしまいうように思う。例えば、先ほど委員が言われたことに関係するが、ある施策に関して、行政が計画を作ろうとしており、その趣旨等について市民に対する説明会を行う、そしてその案件について意見があれば、その段階でもらっておくということは、パブリックコメントの範疇から外れるのだろうか。要するに、そういったものがパブリックコメントの一つとして考えられないかと思った。

【事務局】

都市計画制度の見直しや総合計画などの場合は、意見交換会などを実施している。それも一つのパブリックコメント、一つの意見募集の方法だと思う。資料1-4の中段に入れている意募集についても、パブリックコメントとするかどうか

審議経過および審議結果

ということは、我々も判断に悩んでいることである。国の規定するパブリックコメントというものは、行政手続として行っているものであるが、自治体の実施するパブリックコメントは、そこまで型にはまったものではなく、市民の意見をどういう形で集約するのかという考え方でいけば、説明会などを実施して意見をいただくということも一つの候補ではないかと思う。

【会長】

条例の下で、パブリックコメントとはどのようなものが望ましいのか、また、本当の参画あるいは協働のためのパブリックコメントはどうあるべきかと議論するのであれば、国が決めているパブリックコメントの意味をはずれることは難しいと思うが、実際のありようとしては、もっと柔軟で、もっとアクティブなものでもいいのではないかと思う。言い方を変えれば、高松版パブリックコメント、あるいは高松市自治基本条例版パブリックコメントといったものを創りあげることによって、この条例が意図している自治の基本原則が実現するのではないかと思う。そういう意味で、パブリックコメントを固定的に考えず、意見交換のようなものもパブリックコメントの範疇に入れるなど、高松らしさを出すことも考えていただきたい。一つは文章ではない形式のパブリックコメント、もう一つは複数回実施する手法、これらについて考えてもらえれば、市民とやり取りしながら、市民が参画しながら、高松市を作り上げていくことができるのではないかと思う。恐らく、これらの作業にはエネルギーがかかるだろうが、この条例のとおり、市民と行政と一緒に住みやすい街を作っていくために、是非、パブリックコメントの形式と回数を工夫していただきたいと思う。

2つ目は、「市の策定した計画書等について何か御意見があれば」、という投げ方ではなく、賛否を問えるものはストレートに問えば、いろいろな意見が出てくるのではないかと思う。非常に問題となっている点について賛否を問う、もしくは審議会等でも議論になった論点について意見をいただくなど、どの段階でもかまわないが、問題の投げ方、内容の投げ方に工夫をしていただきたいと思う。

3点目はやはり周知方法についてである。先ほどの意見でもあったし、私も前回の審議会でも、そもそも自治基本条例のことが知られていないのではないだろうかとおっしゃったが、同じようにパブリックコメントについて、どこかで聞いたことある、くらいの認識しか市民の方は持たれていないのではないかと思う。今回の資料を見て改めて認識したことがあるが、パブリックコメント手続要項に記載されているとおり、パブリックコメントとは、市、あるいは行政側が市民等に意見を求めることだけを指すのではなく、意見の募集から、その後に意見に対する市の考え方等を公表する「一連の」流れをパブリックコメントというのである。

行政と市民がやり取りしながらまちづくりを進める、パブリックコメントとはそういった手続きなので、市民に是非意見をお寄せくださいという、何か周知の仕方が重要なのではないだろうか。既に実施されているものもあるということだが、広報紙はもとより、先ほど他の委員がおっしゃったコミュニティ協議会の機関誌も含め、マスコミやツイッター等々の多様なメディアを使って、パブリックコメントとはこういうものなのだという、趣旨をしっかりと理解をしてもらうための周知広報を検討していただきたい。

所謂データ放送という放送形態では、かなり細かい様々な情報を提供してもらえるようになってきている。単に市政記者室に投げ込んで、取り上げてもらえなかったら終わりではなく、いろいろな媒体を使い、内容の正確な周知を含んだ広報にさらに尽力を頂きたいというのが、委員皆さんの御意見だろうと思う。

【委員】

パブリックコメント手続要綱のキーポイントは、先ほど話題になったように、市

審議経過および審議結果

民から提出された意見の概要および市民等から選出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きがパブリックコメントである，というところだろう。これは今後の高松市のパブリックコメント制度の大切な部分になると思う。

市民からすれば，市当局が自分の意見に対して答えるということは非常に重要なことである。パブリックコメントを求めるときに広報紙等で市民に周知したのであれば，その結果に対してもやはり同じ媒体を使うことも大切ではないだろうか。ホームページに載せればいいというものではなく，広報紙等を使って周知をしたのであれば，その意見に対する市の考え方も広報紙に掲載するべきだと思う。

また，全然役に立たなかった，あるいは面白くなかった意見であっても，それに対して何らかの回答をしないと，市の参画あるいは協働しようとする市民のやる気を削いでしまうので，この要綱の2条に規定する，手続の双方向性というところは尊重していただきたいと思う。

【委員】

パブリックコメントの流れという資料をみると，計画策定意思決定，そして計画策定の部分と，議会が2回でてきている。それぞれの箇所で議会はどのような役割を果たすのか。市民と行政とのやり取りについてはしっかり議論されたが，何かを決める際に最後は議会の砦があると，どうなってしまうのかと市民が冷や冷やするところもある。我々市民がパブリックコメントや審議会などでいろいろ議論したものに対し，市民の代表である議会のチェックが2度入ることになるが，どのように行っているのだろうか。

【事務局】

御指摘の通り，議会は我々市民の代表である。それに対し，パブリックコメントはどのような趣旨でやっているのかというと，議会とは別の二元代表制ということになる。執行機関が直接市民の方の御意見をお伺いするのがパブリックコメントであるので，流れとしてはそれぞれ別のものになる。

時期としては，議会に説明するタイミングと同じくして実施しているはずである。パブリックコメントは市民の方全員を対象とすることから，期間は原則1か月設定しており，議会は調査会という臨時の集まり開き，直接意見のやり取りをしている。それぞれでいただいた意見を盛り込んで最終的な案を作っていくことになるが，その案について改めて議会に御報告して，そこで再度，市民の代表として，議会の意思決定をいただくという手順を踏んでいる。よって，1回目と2回目で大きな変化がない場合は，2回目省略できる場合があるわけである。

【委員】

2回目に議会で議論された内容については，市民に知らされないということか。

【事務局】

手続きとして，議会は公開であるため，委員会の場所に一般市民の方が入ることができるし，本会議も公開されており傍聴が可能であるため，そこで委員会の報告等を聞くことができる。また，執行機関側の調整した経緯は，通常，要点をホームページなどで公表していくため，概略を把握することはできる。

【委員】

先の委員の質問は私もかねがね思っていることである。市民からみれば執行機関とか議会は別々であるが，例えば新しく高松市で新しい条例を作る場合，まずは執行機関が案を作って議会に提出するのだろうが，議会ではどんな修正を受けた

審議経過および審議結果

のかということが市民に分からない。最終的にどんな形になるのかというのは従来のパブリックコメントだけでは分らない。

実際に議会で修正の意見が出て、最終的にこんな形になった、というところまで来ないと分らない。今のシステムでは難しいかもしれないが、市民からすれば、最後は議会で修正を受け、このようになったと言ってもらった方が分かりやすい。

【委員】

議員も市民であるから、市民感覚というのを十分持っているはずである。市民と意見と議会の意見が反対になったりすることはあるのか。

【事務局】

議会の大きな権限は、条例の制定の際の議決と予算審議である。それに付随して、様々な行政執行機関の施行が条例や規則、予算時の説明に則ってなされているかということをチェックするという機能があるため、民意を担保するはずである。また、提出された案件に対し、修正が全くないわけではない。色々御意見をいただき、修正を加えた上で本会議に提案するという流れになっている。

【委員】

基本的な民主主義として、地方分権の中では議会と行政が緊張した中で議論を進めていただきたい。議員も家に帰れば一人の市民であるし、民意を反映できないのであれば選挙を通らないはずであるから、パブリックコメントの意見を反映した案と議会の最終的な結論がそれほど大きく変わるとは思えない。最終的には市民の常識に落ち着くのではないか。

【会長】

基本的な考え方は事務局から説明があったように、二元的だと考えるべきだと思う。ただ、二元的ではあるが、今の御意見にあるように、市民の意見と議会の結論が反対になるようなことがあるとは思えない。民意を反映しないような議会になるはずはないだろう。

【委員】

市民としては、行政がどんなことを考えているのかを理解した上で、ある程度考え方を固定化した上で意見しなくてはならない。物事というものは批判することは簡単であるが、そうなることになった経緯もあるし、行政側も先々のことを見通した上で方向性を決めているはずである。となれば、行政の味方をしながら意見した方が、より適切で建設的な意見が出せる。

地元説明会などを開くと、反対派と賛成派の意見がそれぞれ出て、平行線をたどることになる。しかし、パブリックコメントの中では、市民が今現在の要望ではなく、将来を見通して正しいと思われる意見を出すべきであるし、議員もそういった地元の民意を汲み取ることが本来の民主主義であると思う。

【会長】

常識をきちんとした形に表すことが大事だと思う。

パブリックコメントが本当に民意を表すような手続きになれば、市議会も今の高松市の民意もこういうものだとしっかり捉えてくれると思う。パブリックコメントの目的は市政の推進に寄与することであるが、市とは実施機関と考えればよいのか。

【事務局】

自治基本条例では、市の定義の中に議会を含んでいるため、理解が難しい。今議論いただいているパブリックコメント手続きは、市から議会を除いた執行機関に

審議経過および審議結果

よる手続きだと考えればよく分かると思う。執行機関が執行する事柄に対して出される御意見，そしてそれに答えるまでの一連の手続きがパブリックコメントだと御理解いただきたい。

【会長】

パブリックコメント手続要綱において，実施機関というのはどういうものであるかという点，今説明のあったとおり，基本的には執行機関のことを指す。しかし，議案を策定するときにパブリックコメントを求めることもあることから，議会とも関係してくるのではないかと。

【事務局】

そのとおりである。議案を作成する際のパブリックコメントは，議会に対して議案を出していく，その執行機関の意思決定過程の一つである。

【会長】

そこがしっかりしていれば，先ほど申し上げたようにパブリックコメントで民意を踏まえた議案になっているはずである。だから，その方向性と大きく変わるような議論がなされることはないはずであり，パブリックコメントをしっかりすることによって，市民の意見を議会にも反映することができるだろうと考える。

【事務局】

パブリックコメントが正確になされると，議会の意見と乖離しないはずである。しかし議会の責務というものは，そういった意見も含めてもう一度白紙で検証し，直接議論するものである。よって，パブリックコメントをいくら進めたとしても，議会の論議自体はなくなることはない。

【委員】

パブリックコメントを公表する時期を良く考えてもらいたい。結果を公表しなくては，実施する意味がない。

【委員】

パブリックコメントが民意を反映しているかどうかということが，そもそも難しい話である。何百件も意見が出てくれば，民意に近いものになるであろうが，3件ぐらいしか出てきてない意見で，果たしてこれが民意を反映したものと言っているのかどうか，慎重にならざるを得ないと思う。

【会長】

それは，提出されたパブリックコメントをどう解釈するのかという姿勢だと思う。提出された御意見が全て民意ではないと思う。

【委員】

そもそもパブリックコメントというのは，市民と行政との対話ということが中心である。例えば提出された意見の90%，あるいは100%が一つの方向だったとしても，最終的にどういった形で執行機関が決定するかは分からないし，市民とは違う考えの政策決定もできないわけではない。ただ，市民とかなり違う考えを採用するということの政治的な責任は，選挙などで取ることになるのだろう。どこまで市民の意見を受け止めるのか，評価するのは難しい。

【会長】

ありがとうございます。

パブリックコメントをどうやって有効に活用するのか，その様々な観点から御

審議経過および審議結果

意見を頂いたが、これらを踏まえてプロジェクトチームなどで御検討を頂きたい。先ほど申し上げた高松版のパブリックコメントのようなものが作ることができれば、非常に望ましいと思っている。また、制度の使い方を慎重にという委員の意見も踏まえていただくとともに、各委員さんからも多くの多様な意見が出されたので、十分に検討するようにお願いしたい。

それでは、もう一つの市民参画の手法である、条例第20条に規定される委員の公募について、関係課から説明をお願いします。

【事務局】

附属機関の委員の公募について、自治基本条例第20条の関連で説明をさせていただきます。配布している資料2については1から4までであるが、まず資料2-1を御覧いただきたい。公募委員の状況について本年4月1日現在の内容を表にまとめている。AからKまで左端の欄に附属機関の区分を表記しているが、これは従来から本市において使用している附属機関の分け方である。表を右へ進むと、それぞれの欄に斜線が引いてあったり、ゼロ表記があったりするが、すべての区分を表記しているということを御理解いただきたい。

まず、「附属機関等」という言い方をしているが、これは法律または条例に基づいて設置された附属機関と、各種団体の代表者等により市民の意見を本市の市政に反映させるということを主な目的として、法律や条令ではなく規則や要綱に基づいて設置された附属機関類似機関、この2種類を総称したものを表している。

資料の表の説明であるが、区分の左の欄から全体の機関数、2つ目の欄はそのうち公募委員を置いてある機関数、3つ目の欄は公募委員の数、4つ目の欄が公募委員のいる機関の委員総数に対する公募委員の比率、そしてそれぞれの21、22、23年度の4月1日現在で数字をおいている。この中で、先ほど申し上げた「ゼロ」という表記については、該当する機関がないということである。また、斜線を引いてある部分については、機関としては存在するが、庁内検討委員会といった内部の職員のみで構成されるものについては状況の調査をしていないことから、斜線を引いている。23年度と22年度を比較すると、23年度的全125機関のうち公募委員がいる機関は、22年度より1機関増え41機関となっており、全機関に占めるその割合は約33%となっている。

残る84機関については、法令等の規定により委員構成や委員選出区分が特定されている、あるいは高度に専門的な知識を必要とする事項を審議するなどのため、公募による委員を置いていないというものである。

また、公募委員の数は、昨年度より1人多い71人となっており、公募委員を置く機関における公募委員比率は、昨年度と同じく13.8%となっている。この資料から、本市が設置する外部委員の入った機関のうち、公募により委員を委嘱している機関は全体の約3分の1であること、公募委員のいる機関における、委員の総数に占める公募委員の割合は、約14%であるということがわかる。

続いて資料2-2を御覧いただきたい。これは昨年4月1日から本年4月31日までに募集を行った附属機関等の委員の公募状況であり、約1年4か月の間に26機関の委員の公募を行っている。募集状況を個別に見ると、右から2つ目の列が公募委員数で、括弧の中が応募人員になっている。機関によって内容的なものも変わるため、ばらつきがあるが、全体では46人の公募枠に対して177人、約3.9倍の応募があった。

また、委員総数に占める公募委員の割合については右の端の欄になるが、それぞれ10.0%から21.4%と様々であり、全体では14.4%と概ね委員の7人に1人が公募委員という状況である。委員定数に占める公募委員の割合については、資料2-4の「高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針」の第7項で、原則として委員定数の1割以上かつ1人以上の枠を設けて

審議経過および審議結果

公募すると規定されているが、全て10%を超えた実績となっている。

次に資料2-2の中段の応募資格についてであるが、統一的に明文化したものがあられるわけではないが、これまでの公募の状況から、ほとんど(1)にあるように高松市内に居住している、あるいは通勤通学をしている20歳以上の方というのが応募の資格になっている。また、その会議等の趣旨などにより、「その分野に関心がある方」や「責任を誠実に履行できる」などの要件の付加や、年齢制限を18歳以上とするもの、あるいは40歳以上とするものとなっているが、基本的には(1)の内容をベースにそれぞれの機関についての募集を行っている状況である。

次に今後の周知方法であるが、公募の際、市民の方にどのような周知方法があるのかと言うと、現在のところ、ホームページあるいは広報たかまつなどが挙げられる。広報たかまつは掲載記事の締め切りがあり、掲載するのに間に合わないこともあることから、全ての機関ではできていないという状況であるが、基本的にはホームページと広報たかまつでの周知ということになっている。その上で、支所・出張所、あるいはコミュニティセンター、スポーツ施設、図書館など、それぞれ個々の公共施設に募集案内を設置するというところが多い状態である。

次に選考方法については、(1)にあるように、書面審査と面接を行う場合と、書面審査のみの2つに大きく分かれる。近年では面接を取り入れているところが多く、この1年あたりの状況では概ね半々の14機関と12機関という状況である。

選考基準については、協調性や積極性といったアビリティのほか、会議での発言を期待する観点から表現力などを選考の一つに入れているが、その他にあるように現在の市民活動状況、ボランティア活動状況、消防・防災活動の経歴など、どういった経歴や知識があるかというあたりも重視している。

可否の通知方法については、採用不採用とも本人宛での封書で通知ということにしている。

以上が大まかな状況であるが、現在、課題として考えているのが、資料2-2の一番下で◎で囲んでいるように、委員総数に占める公募委員の割合が少ないということから、公募委員をさらに増やす必要があるということである。資料2-4にある要項および指針において、いろいろ制限があることから、現在、見直し案を作成中である。

続いて、見直しの案について簡単に御説明したいと思うので、資料2-3を御覧いただきたい。

こちらについては、附属機関等の委員の見直しに関し、他の中核市に対して行った4月現在での調査結果を記載しており、これを参考にしつつ見直しを進めている。なお、調査対象には、近隣都市として四国内の徳島を加え、また、東日本大震災の関係で除外している市もある。

まず、(1)の委員定数であるが、高松市では「高松市附属機関等の設置、運営に関する要項」の第3項において、委員の定数を15人以内とすると規定しているが、中核市の調査の結果については、委員定数を20人以内としている市の割合が高い。比較すると高松市は少し少ないということも言えるが、次に御説明する公募委員に主眼を置いて見直しを実施しており、これにより全体的には委員総数を増やすことに繋がることから、現在は委員数を15人以内としている。

なお、公募委員以外の委員数を15人とするというように変更したいと考えている。

次に、(2)の公募委員の割合である。公募委員の割合については、委員定数の1割以上かつ1人以上の枠を設けて公募することを原則としている。中核市を調査した結果については、四角の枠内にあるように、20%とするところが最も多い状況である。明確な基準を設定していないところもかなりあるが、設定している自治体で言うと、20%という市が一番多い。本市は現在公募委員の割合は10%以上なので、公募委員を増やして極力広く意見を頂戴するという意味合いから、2割という案を採用し、公募委員以外の委員数の2割をくだらない人数を

審議経過および審議結果

公募するというように変更したいと考えている。これにより、下限を1割から2割へと引き上げる一方、上限を定めないことで必要に応じてより多くの公募の委員を集めることが可能となる。

次に、(3)の委員の委嘱にかかる制限についてである。これについては、まず附属機関の委員の委嘱にあたって、資料2-4の「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」の5条の3項から5項で制限を加えている。3項が年齢75歳以上である者は委員にしない、4項が在籍期間が引き続いて10年を超える者については委員にしない、5項が他の附属機関4機関以上の委員となっている者を委嘱しないとなっている。5項については、4機関以内ということに例外規定があり、色々な団体の代表あるいは推薦などで入っている方、あるいは専門的な知識で経験を有する方というのは必ず審議会等で必要になってくる委員であるため、この4機関以上の委員になっている方がいるのが現状であるが、この3項が任命にあたっての制限としている点である。

他の中核市の状況を見ると、在任期間、併任可能な機関数ともに、概ね本市の状況は平均的なものであると思われる。併任可能な機関数については、5機関とする自治体が一番多い中で本市は4機関ということであるが、極力広く多くの方に委員会等に参加していただくという点を重視した結果である。ただし、必要な委員については、制限をあまりに厳しくすることがないようにすることも必要だと思っており、こちらの制限については今のところ見直す予定はない。大きな点での説明は以上になるが、この見直しについては現在整理をしているところであり、本日のこの会議での御意見も改正の参考にさせていただきたいと考えている。

よろしくお願ひしたい。

【委員】

私は2年間、市の公募委員に一通り応募してみたが、非常に勉強になった。というのは、自分自身が行政に対する考え方などをもう少し勉強しなければならないと感じたのである。私が言いたいのは、この委員の公募という制度が広く市民の意見を求めるという意味であれば、もう少し制度を活用する本来の目的や、成果を具体的に考えるべきではないか。市民と市長の意見交換会でも申し上げたが、そもそも市が市民を選ぶというのは間違っているのではないかと思う。公募委員に応募したことに対し、ある回答文書の中で「評価をする」という言葉がでてきたが、なぜ「評価」されなくてはならないのか。選考の基準にしても、協調性、積極性、表現力などとしているが、これでは市の職員の採用試験のようである。一般市民をこのような基準で評価すべきではないのではないか。

公募で委員を広く募集するのであれば、こういう募集があるということを一覧表にして、興味のある分野について1回目は簡単な応募書類を出してもらい、2回目に面接を行う。そして選考に漏れた人に対しても、意見を求めるために資料を送ったり、傍聴の案内を出したりする。そうやって外側から意見を求めることも市民参画なのではないか。単に公募委員の枠を広げるだけでは、公募制度の活用にはならないと思うので、市民が納得する選考基準を作るなどしていただきたい。

【会長】

いろいろな御経験がおありなので、市も参考にさせていただきたい。

【委員】

資料2-3の公募委員の割合についてであるが、青森市だけが50%となっている。これは何か意味があるのだろうか。

審議経過および審議結果

【事務局】

高松市であれば10%以上としているが、より市民の方の意見をお聞きしたいと言う場合は、当然%が上がってくることになると思う。青森だけ割合が高い理由までは確認していない。

【委員】

ということは、公募委員に割合にある程度幅を持たせるということも可能かどうか。

【事務局】

今回の改正では下限は引き上げているが上限を設けていない。委員15人の枠の中に公募委員を含めていないので、公募委員以外が15人で公募委員が15人というのも当然可能であり、会議の性質なり考え方によっては可能な基準であろうと思う。

【委員】

公募委員以外の委員数の2割を下らない人数を公募するということは、公募の人数を増やしていくということなのか。

【事務局】

具体的には、資料2-2にあるように、現在の公募委員の割合は、10%代がほとんどであるが、これを最低20%を超えるようにするというのが、今回の修正案である。

【委員】

例えば、1年間でどんな委員の募集があるかということ年度の初めに一覧にして、目的や内容も知らしめた上で、応募してもらってはどうか。また、選考方法が各課においてばらつきがあるように思う。市の内部で統一性がないのはいかがかと思うので、もう少しうまくやっていただきたい。

【委員】

概ねこの案で良いのではないかと思います。

ただ、一つ疑問に思っていることがある。資料2-4の要綱第5条の(5)で、「既に他の附属機関4機関以上の委員となっている者は、委員に委嘱しない」とあるのだが、2項で例外もあるということが規定されている。ちょうど現在、高松市が募集している「こども条例」の公募委員の応募資格が、「高松市在住在勤で20歳以上であること」に加え、「市議会議員および市職員または附属機関4機関の委員であるものは除く」という要件があったと思う。こういった規定に基づいているということは分かるが、市から依頼されるなどして4機関以上の委員を引き受けている人は、応募する資格がないということになる。自分が興味のない、どちらでもいい委員の公募であれば別に構わないが、仕事上関心が高いものであったとしても、エントリーする資格がそもそもないということであれば、非常に残念だなと思った。私はたまたま4機関以上の委員になっていなかったから直接関係ないが、市から依頼されて4機関以上の委員になっていて、いざ、非常に興味のあるテーマについて公募があったとしても、資格がないというのはどうかと思うので、書き方は難しいかもしれないが、そのあたりに配慮した規定にしたほうが良いのではないかと思います。

【会長】

他に何か御意見はないだろうか。

審議経過および審議結果

【委員】

高松市は公募委員の割合は消して高くないように感じる。今後、これをどのように高めていくかということが重要であると思う。

【会長】

各委員からの御意見をまとめると、基本的には見直しの方向で話を進めてもらいたいということだと思う。

また、応募資格を制限しすぎると、希望する公募委員に応募できなくなるなど、柔軟に対応できなくなるのではとの意見があったが、こういった委員の公募については、統一的でなければならぬのだろうか。附属機関によっては、市民感覚の意見を広く求めるものであったり、専門性が重要であるため、専門知識や関心のある人を募集するなど、若干の柔軟性があった方が公募委員の公募委員たる役割が果たせるのではないかと思うが、それは無理なのだろうか。

【事務局】

公募委員に対する考えは色々であると思う。

委員さんの御意見にもあったが、各課で委員を選定するのではなく、まとめて募集し一元的に登録して管理するという手法もある。各所属にすれば、この期間で、この目的で、こういった方に意見をいただきたいというように、設置する側からすると審議会に何を期待するかというものもあるため、統一的な方向や、あるいは登録制度といった手法で、委員募集するときは声かけます、登録してください、というやり方もいかがかと考えている。現状としては、各所属における市民の方にこのポイントで意見を伺いたいという意向が生かせるよう、継続していきたいと考えている。

また、兼ねることができる機関数の制限であるが、これについては他市の状況を見てみると、5機関というのが一番多い状況である。委員が特定の方に偏ると他の方が入れないなどの弊害もあるので、本来団体の代表として入っていただくという位置付けの委員と、個人的に応募して入っていただく委員の分け方を整理する必要があるかもしれない。

中核市の中では「あて職」という考え方で、こちらからお願いして代表の方に入っている場合は、兼ねる機関の数には入れないような扱いをしているところがあるので、検討が必要かと考えている。

【委員】

公募の制度統一について、誤解があってはいけないので、発言させていただく。

市でせっかくこういった市民の意見を求める制度を実施しているのであれば、専門の担当者を置いて事務を行い、その後の手続を担当課が行うようにすれば客観性があると思う。応募の選考から漏れた人が納得するだけの客観性がなくては、次から応募してくれなくなる。市民の意見を広く求めようとするのであれば、選考方法も同じことを繰り返すのではなく、その時々で適切な方法を選択すべきではないのか。応募してきた人をデータベースで管理し、別の公募委員がある際には希望者に資料を送るなど、柔軟な対応が必要である。これが本当の開かれた市政だろうと思う。

【会長】

公募委員のあり方について、それぞれの委員の経験の中での貴重な意見を頂いた。市において、今後検討を続け、整理されて生かしていただけるものと思っている。私がこちらでまとめることもないと思うが、基本的には現在の制度について見直しの方向で進めるといのが審議会の意見である。ある程度枠を決めないとう物事がうまく進まないことがあるが、柔軟性も必要であるだろう。公募委員と

審議経過および審議結果

いうものは、本来、入ってればそれでいいと言うわけではなく、公募委員ならではの御意見を聞くことにより、それぞれの機関の役割をより効果的にすることであるため、広く市民の意見を求められるような、柔軟性を加味した最終の取りまとめをしていただきたいと思います。

－以上で審議終了－